

## 期限間近

事務連絡  
令和2年12月17日

介護保険事業者 各位

石川県健康福祉部長寿社会課

### 感染症対策支援金及び介護従事者に対する慰労金（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業）の期限内申請について（お願い）

日頃より、本県の高齢者福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年8月21日付け長第830号にて通知した標記支援金・慰労金の申請期限は、以前からご案内のとおり、**令和2年12月28日（月）**であり、期限までわずかとなっております。まだ申請されていない事業者は、**期限内に申請くださいますようお願いいたします。**

また、本事業の概要を以下のホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

（ホームページURL） <https://ishikawa-kinkyu.main.jp/kaigo0821.pdf>

本事業に関して不明な点がございましたら、コールセンター（電話番号：076-208-5135 対応時間：平日9時～17時）までお問い合わせください。

なお、本事務連絡は全ての事業者にお送りしております。既に申請済みの場合はご容赦ください。

<事務担当>

石川県健康福祉部長寿社会課

施設サービスグループ

在宅サービスグループ

TEL：076-225-1416、1417

FAX：076-225-1418